

平成25年6月定例会 経済委員会（付託）

平成25年6月18日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

森田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時04分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、先の委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- TPPに係る県内農林水産業団体意向アンケート結果概要について（資料①）
- 「徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）」の策定について（資料②③④）
- 県立神山森林公園フィールドアスレチック施設の利用再開について

吉田農林水産部長

この際、3点御報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、「TPPに係る県内農林水産業団体意向アンケート結果概要」についてでございます。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

このアンケートにつきましては、TPPによる影響が懸念されております農林水産業につきまして、農業については畜産業を含む農業関係団体、林業については製材業を含む林業関係団体、水産業については漁業協同組合等の漁業関係団体の意向を把握し、今後の適切な対応に資することを目的といたしまして、関係48団体の代表者の皆様を対象といたしまして調査を行いました。

概要についてでございますが、資料中程の「4 調査結果（概要）」の（1）の「TPPが地域農林水産業に及ぼす影響についてどう思うか」についてでございますが、中段の円グラフのとおり、77.1%の方々から「悪影響を及ぼす」との御回答をいただいたところであります。

次に、こうした影響も踏まえまして、（2）の「今後必要とされる農林水産業施策について」で、農業、林業、水産業の各分野ごとに御意見をお伺いしたところ、①の農業につきましては「農業の経営安定」、②の林業につきましては「県産林産物の利用推進」、③の水産業では「生産力・販売力の強化」につきまして、最も多く「施策が必要である」との御意見をいただいたところであります。

また、（3）の「輸出の拡大のために必要な取り組みは何か」についてでございますが、農業及び林業につきましては「販売ルートの確保」、水産業につきましては「安全・安心をもっとPRすべきである」との御回答が最も多くなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

「今後必要とされる農林水産業施策を推進する上で必要な具体的な対策」についての御回答の中から、主な内容について取りまとめておりますので、後ほど、御覧いただけましたら幸いです。

県としましては、今後とも、生産者や関係団体の皆様の声をしっかりと受け止め、7月のTPP交渉参加に向けた国の動向を注視しながら、国に対し、積極的な政策提言を行うとともに、県におきましても、状況に応じた機動的な施策を講じるなど、しっかりと取り組んでまいります。

第2点目につきましては「徳島県農業版業務継続計画」、いわゆる「農業版BCP」の策定でございます。

お手元にお配りしております資料2でございますが、南海トラフ巨大地震の大津波への備えとして、被害が想定されております農地等の速やかな復旧と、その後の円滑な営農再開に向けまして、農業分野での体制を構築するために、去る6月7日、都道府県レベルでは全国初となります「農業版BCP」を策定いたしましたところであります。

本県の「農業版BCP」は、県及び市町村が対応すべき取組みをまとめました「BCP本体」と土地改良区や農業者の方々に御活用いただく「別冊マニュアル集」の2部構成としております。

資料中程の「3徳島県農業版BCPの特徴」を御覧ください。

まず、「BCP本体」につきましては、津波被害が想定されております農地面積、あるいは農業用施設の箇所を示した上で、被災時の農業用施設の状況把握チェックリスト等を記載しております。

また、別冊の「マニュアル集」でございますが、農業用施設の管理者であります土地改良区が策定すべきBCPのマニュアルや農業者等が津波、塩害から円滑に営農再開するためのマニュアルを取りまとめております。

今後の推進方策といたしまして、なると金時、れんこんなどの除塩方法に関する実験結果の追加、あるいは現場での実地訓練、宮城県へ派遣しております本県職員の意見聴取、意見反映、あるいは市町村や農業団体との連携を深めながら、今後とも内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、「県立神山森林公園フィールドアスレチック施設の利用再開」についてでございます。

資料につきましては、御用意させていただいておりません。

本年2月28日の経済委員会におきまして、森林公園内のフィールドアスレチックで発生した事故に伴いまして、当該施設の利用を当分の間、中止することにつきましては、報告させていただいたところであります。

事故後に指定管理者でございます徳島中央森林組合及び庁内関係課からなります再発防止策検討委員会を設置いたしまして、事故再発防止対策について検討を行ってまいりました。今月中には、転落防止ネット等によります安全強化対策を講じまして、全施設の点検を完了させ、7月上旬を目途に、施設の利用を再開してまいりたいと考えております。

事故に遭われた女子児童は、その後、順調に回復されまして、3月以降、元気に通学さ

れている状況でございます。

これまで、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけするとともに、委員各位にも、大変御心配をいただいたところであります。今後とも、利用者の皆様が安心して施設を利用していただけますよう、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

森田委員長

これより質疑に入ります。

来代委員

T P P、国際的な農林水産業の振興は非常に素晴らしいと思いますけれども、これに書いてあるのは徳島県の農業の経営安定、県農林水産業の利用促進、生産力・販売力の強化と。その前に部長さん、販売するだの生産力だのの前に、今の農家あるいは漁業にはもっと困ったことがある。水がない、油がない。私が今日ここに来た時の一番の楽しみは、油対策は知事がこの前に言っておりましたけれども、まず、この水不足対策がなかったら、農産物は何もできませんよね。梨なんか小さいし、あるいはキュウリもほとんどならないし。

だから、今日まずの報告は、私から見れば、この水不足対策で、こういうことをやりたいと。そして、農家が安定して生活できるようになった上で、T P Pの説明などをしていただければ非常に有難いのです。油対策は後ろで聞くとして、これだけの水不足で、一体、漁業も農家も一般の人も含めて、どれぐらいの損害、被害が出ると見られているのでしょうか。

井上農林水産政策課長

渇水と水不足の影響についての御質問でございますが、現在、那賀川水系においては、長安口ダムや小見野々ダムの貯水率が27%と、6月18日からは50%の取水制限が行なわれ、勝浦川の水系におきましても、正木ダムの貯水率が12%、6月12日からは20%の自主節水を行っております。また、吉野川水系におきましても、昨日、吉野川水系の水利用連絡会議におきまして、現在70%程度である早明浦ダムの貯水率が60%程度になった時点で、第1次取水制限を開始するというような提案がなされたところでございます。

現在、県下の農作物等の被害につきましては、渇水による被害等の報告は受けておりませんが、今後、引き続き少雨の状況が続けば、山間部の一部において、水不足による田植えの遅れ、果樹等において、果実の肥大が遅れるなどの影響が懸念されるところでございます。

これまでの、県の対応といたしましては、関係土地改良区に対して、適切な農業用水の管理を依頼するとともに、少雨に対する農作物管理対策を県のホームページ等を通じまして周知を図るとともに、取水制限がなされております那賀川水系におきましては、関係機

関に渇水に関する営農相談窓口を設置して相談に応じるとともに、現場において巡回指導や各種講演会の開催を通じまして、少雨に対する農作物等の管理技術の指導に務めているところでございます。

来代委員

部長さん、今の報告を聞いて、ものすごく遅れていると思いませんか。既にそういうことはやっていなければいけない。そして、今日はそういうことを受けて、これぐらいの被害が出るから、こういう対策をします、やりたいのですということと言わないかん。それは、課長さんではできないかもしれないけれども、部長、やっぱりどのぐらいの被害があって、こういう手を打ったというのは、首脳部はもう頭に入れているのでしょが、そういう計画を、後ろの課長が聞けば手遅れということは分かっているんだから。もっと前向きなことを、今時点でのことを言うべきではないんですか。

吉田農林水産部長

ただいま、来代委員から少雨の影響に対する対策等につきまして、御質問をいただいたところでございます。先の事前委員会でも那賀川水系の関係につきましては、御説明、御報告をしたところでございますが、那賀川水系に留まらず吉野川水系につきましても、今現在、少雨による影響が懸念されております。

現時点では、先程、井上課長から申し上げましたように、被害報告は受けておりませんが、今後、更に少雨が続けば、来代委員が御指摘のような被害も想定されますことから、県といたしましては、渇水に関する営農相談窓口を全県下的に広げてまいりますとか、あるいは今後、更に厳しい状況となった場合には、井戸の掘削でありますとか、ポンプの購入といった支援を行います県単の灌漑対策事業につきましても、鋭意検討してまいりたいと考えております。

来代委員

そんなのは遅いと言っているんです。これだけ水がなかったら、なると金時にも影響がないのか、スダチにも影響がないのか、あるいはナスには影響がないのか、それらが当然分かるわけでしょうが。どのぐらいの影響が出ると予想されとるんですか。何も影響はないんですか。

井上農林水産政策課長

今後どのような影響が出るのかという御質問でございますが、今後の影響の度合いを予想した資料はございません。

来代委員

だったらまず、少々遅れた、農林政策としては何もしていなかったということが明らかになるんだから、一応、この少々遅れをきちんと認めて、これから直ぐに、そういう対

策に取り組みますという一言あってもよいのではないですか，部長。

吉田農林水産部長

先程も申し上げましたように，相談窓口の設置，あるいは農業支援センターを通じまして，それぞれの農協単位での説明会でありますとか，巡回指導も現在行なっているところでもあります。まだ，被害報告は受けてございませんが，委員御指摘のように，今後の対策の検討を鋭意，早急に行ってまいりたいと考えております。

来代委員

やっぱり，県民のために仕事するんですよ。県民のために何ができるか，農家のために何ができるか，漁業家のために何ができるか，林業のために何ができるか，それを考えていくのが県農林水産部の皆さんと私は信じていますので。それは，議会でこんなこと言われるのは，非常に辛いことなんですよ。

ついでにもう一丁。水がなくなってくると，吉野川にも勝浦川でも那賀川でもそうですけれども，アユで生活していらっしゃる方もものすごく多い。そのアユが，全然生育不足で，3センチか5センチぐらいにしかならない。そういう状況は知っていますか。水産部が答えるのか，それとも部長か，そんな状況は知っていますか。

船越水産課長

アユにつきましては，毎年，各河川で放流しておりますが，今委員がおっしゃいました3センチ，5センチにしか成長していないという話は，届いてきておりませんでした。

来代委員

部長，それすら分かってないわけや。今，吉野川だったら，例えば，鮎戸の瀬と言って，アユで生計を立てている人がいっぱいいらっしゃる。全然大きくなっていない，取れない。水がないからアユが遡上してこない。

それで一番大きな原因に，池田ダムというのがあります。池田ダムの水路が，アユの魚道がダムの横にあるんですけれども，水かさが下がってくると，黒々として良いのは髪の毛という話もあるんですが，川鶉，鳥，白鷺とか，鳥が見た目には何千，何万羽というぐらいに，川幅を鳥が覆い尽くしまして，その鳥が水かさが少ないから全部食べる。魚道ということが分かっているから，入る隙間もないぐらいに鳥が食べている。

川の水が少なかったのは，これはもう天の恵みで言えないところもありますけれども，魚道なんかには，もうちょっと上に網を張るとか，鳥が来れないような柵を作るとか，そういうことがものすごく望まれているんですけれども，吉野川の水資源機構，独立行政法人の河川局の小さい会社でございますが，県も吉野川とかの河川を管理するんだったら，国を指導するぐらいの強い気持ちにはなってもらえませんか。

吉田農林水産部長

委員御指摘のように、現実に川鵜は最近増えております。こういうこともありまして、先程のお話のように水不足という状況の中で、いわゆるダムの魚道を通る水かさの減少によって、川鵜によるアユの捕獲と申しますか、そういったものが容易になっているということで、委員の御指摘のようなことがあろうかと思っております。

したがいまして、県といたしましては、池田ダムの管理は、先程、委員からも御指摘がございました独立行政法人水資源機構が行っておりますので、いずれにいたしましても、管理権者でございます水資源機構のほうに、網等の設置、川鵜対策につきまして、求めてまいりたい。我々が内水面漁協等と協議をしながら、予算等につきましても問題はございますが、いずれにしても管理主体でございます水資源機構のほうに、強く働きかけてまいりたいと思っております。

来代委員

池田ダムの取水口の上に、香川用水が先に入る。香川用水へ水がどんどんどんどん流れて、北岸の農業用水がその下やから、あまり流れてない。ダムが止まって水が全然来ないから、漁道のほうにも水があんまり行っていない。だから、魚道をもっと深くするか、その付近に柵をして、きちんとアユが安心できるような、釣るほうも釣るほうだけれども、アユの安心・安全のための魚道も必要なんですよ。

だから部長、今日聞いておったら、水の濁水対策はこれから、アユ対策もこれから、全部手遅れなんだけれども、特に油の支援にしたって、船底を掃除して、1隻5トン未満で2,000円でしょ。今、これだけ油が高騰して2,000円貰って、どれだけの足しになるんですか。しかも、金は借りなさいと。金を借りたら、利子は何とかしますと言っても、保証協会を通して、油を購入して、これで漁業者の助けになると思いませんか。これこそ焼け石に水、砂漠にスポイトで水を落とすようなものと違うんですか。もっと具体的な救済策というのはないんですか。

船越水産課長

委員がおっしゃいますとおり、2,000円、4,000円という額は、このままで見れば非常に少ない額のように思われます。ただ、今現在の漁業者の経営状況を考えますと、油不足の中で、あまり捕れない時は漁に出ないとか、あるいは漁の回数を減らすとか、かなりの努力を重ねております。そういう努力を重ねていただいた中で、一生懸命やっていたいでありますので、その一助となるという思いで、この補助金を提案させていただきました。

また、直接お金が入るという意味では、国の創設しました漁業経営セーフティネット資金というのもございますので、こちらのほうも十分に活用していただければ、燃油高騰対策にはなるのではないかと考えております。

来代委員

もう終わりますけれども、こういうことを言うのは非常に辛いんですよ。テレビを見て

いる人は、知事が原油高騰対策でものすごく手を打ったというのだけ聞いて、そこだけ覚えていると。でも、実際は何もしてくれないのと一緒や。言うことはでっかく、支払いは小さくというのは、落語の世界でもちょいちょい出てきますけど。だから、言うことでっかく、言うこと格好良く、やること小さくでは、私は駄目だと思うので、もうちょっときちんとした対策をしないといけないんですよ。

これは商工関係で、一般市民のことですけれども、一方では電気を使うな、使うなど。じゃあ、水浴びしようと思ったら、水も使うな、使うなど。マスコミは全然動いていないから知らんかもしれないけれども、今、私どもの地元の小学校ではプールでさえ泳がせていない。水不足だから水泳禁止なんです。新聞やマスコミは動かないから載らないけれど。父兄は非常にカリカリきているんですよ。楽しみにしている子供が泳がせてくれない。プール禁止やと。そこまで今、水不足というものは非常な時で、そして一方口を開けば、省電、省電、節電、節電、水浴びするな、電気使うなど。一般の人はどうして生きていくんですか。

その基本たるべき農林水産部が、農産物が取れるように、魚が捕れるように、林業が育つように、もっと真剣に、こんなことを私らに言われぬような委員会であればいかんと、心からお願いをして終わります。

有持委員

ただいま、来代委員から言われましたように、事前委員会で私も言わせていただきましたように、本年は水不足が非常に深刻な問題になっております。そこで、事前委員会でも色々やって、水対策については、もう考えていただき進めていただいております。本当に農業だけでなく、非常に水不足というのは大きな問題でございます。ですから、できるだけ早急に対策を取っていただきたいと思っております。

それと、先程もTPPの問題がございましたけれども、TPPが始まりますと、やはり農業だけでなく、林業も水産のほうも、もちろん大きな打撃を受けるのは間違いがございません。そこで、昨年、農業の荒廃地の問題とか、高齢化への問題も色々ありまして、農業をどうにか守っていかなければいけないということで、若者に新規就農者のあつせんというものが、昨年からは始まっております。

そこで、新規の就農者の支援でございますけれども、5年間で150万円を国から支援していただき、できるだけ多くの支援をしていただき、農業を守っていただけるというのは、非常に有難いことだと思っております。

そこで、今現在、昨年度の就農者がどれぐらいあって、どのような作種に従事されているのか。それと、経営状態について、県のほうでも指導していただいておりますけれども、まだ始まったばかりでございますので、十分なことはおそらく分からないと思っておりますけれども、現在の状況について、まず説明をお願いしたいと思います。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

新規就農者の就農状況、また、昨年度より実施しております青年就農給付金の状況とい

うことかと思えます。

青年給付金を使いまして、また昨年、新規就農いたしました方について、本会議で笠井副委員長から御質問をいただきまして、政策監補から御答弁させていただきましてとおおり、昨年は121名の新規就農者を確保して、ここ10年間で最高ということになっております。毎年、100名程度の新規就農者がおったわけですが、それが2割程度伸びたというような状況になっております。

平成24年度から始まりました青年就農給付金の経営開始型につきましては、45歳未満の若い就農者を対象といたしまして、独立、就農後の5年間に渡って、年間150万円を給付するというところでございます。この間、新規就農者の方は、経営的に非常に不安定であります。この150万円を使いまして、その間で経営を安定していただきたいという意味でございます。

制度が開始されました昨年度は、20市町村におきまして、115名の方に総額で1億3,350万円を給付したところでございます。市町村別に見ますと、鳴門市、徳島市、阿波市の順に、その給付対象者が多くございます。また、経営する作物につきましては、野菜を組み合わせました経営が半数以上を占めております。次に水稲に野菜や果樹を加えました複合経営的なものが4分の1程度というような状況でございます。

今年度につきましては、現在、給付事務を担っております市町村のほうで申し込みを受け付けまして、計画書の精査を進めているところでございます。

有持委員

121名の応募があつて、115名がやられているということでございます。主は野菜ということでございますけれども、全く今まで農業をしていなかった方が、農業に入ってきた。おそらく、今まで勤めておつたとか、農家の子弟の方で他に就業していて、この際ですから農業をしたいという方がほとんどだと思ふんですけれども、こういう国からの助成事業があるということで、初めて農業に携わつた方というのは、何人ぐらいおいでなのか分かりますか。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

いわゆる非農家の方の農業参入という形のものでございますが、115名のうち38名の方が、全く非農家という形で参入しております。

有持委員

その38名の方は、農地とか家とかは、どのような方法で確保されたのか、分かりますでしょうか。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

一件、一件、調べることはできていませんが、これは私の今までの経験からですが、多分、市町村の窓口を通じたり、県の新規就農センターの窓口を通じて、自分の理想とする

農業経営をお話になり、それに合う所で根気よく農地を探し、家を探したものだと思います。

有持委員

やりたい人が、そういうふうに努力してやっていただけるのは、非常に有難いんですけども、今の農業経営といいますのは、トラクター1台を買っても何百万円もします。ですから、おそらく助成金制度も活用されてやられるだろうと思うんですけども、そのようなメンテナンスといいますか、県はそういう方に対して、どのような指導とか助成をいただいているのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

新たに農業を始められた方に、できるだけ早く地域に定着していただいて、地域農業の担い手になっていただきたいという気持ちは十分にございまして、これが非常に重要なことであると思っております。

個人の経営を安定させるためには、農業生産における実践的な技術を高めまして、良質な農産物を生産するということが第一であるということ言うまでもございせんが、これに加えまして、地域に早く溶け込み、地域で支え合う仕組みの中に入っていけるという体制を作るということも、非常に重要であると考えております。

そこで、これまでも地域の農業センターが、農業技術でありますとか、経営能力の向上に向けて、個別に巡回をするというような形で丁寧な指導を行ってきているところでございます。また、今年度からはこれに加えまして、地域の指導農業士の方に協力をいただきまして、1対1で地域の実情に合いました農業技術を伝授するとか、地域に住まなければ分からないような地域の習慣といったものについても御指導をいただくといった仕組みを設けて、センターとともに支援していくというような体制を取っております。

また、新規就農者の方に安定した経営を目指していただくという形で、これの目標となるモデルをお示しするということが大事だと思っております。これについては、就農5年目の所得というのを年間400万円程度あがるようなモデルを作って進めていこうと。10月には、この新規就農者の方数名をモデル農家といたしまして、実践していただくということを始めたいと思っております。

また、本年度、新たに開校いたしましたアグリビジネススクールにおいては、将来の規模拡大とか、経営の多角化を目指す経営者のために、農業の会社化、それから6次産業化に向けました講座なども設けております。こういったところで、意欲ある若い人材を育成していきたいと考えております。今後とも、就農いたしました新たな農業人材の定着に向けまして、きめ細かく丁寧に支援していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

有持委員

今、大変詳しく説明していただきました。やはり、初めて農業なさる方が38名もおられ

るということは、農業部門については非常に心強いと思います。そこで、やはりTPPの問題もありますけれども、農業自体が非常に厳しくなっておりますので、きめ細かいそのような指導等をしていただいて、せっかく農業に夢を抱いた方が途中で諦めないように、できるだけ県としても指導のほど、よろしくお願したいと思っております。

それと、今年もおそらく何人か受給者があると思うんですけれども、5年間くれるということですが、募集はあと何年間やられるわけですか。

森田委員長

小休いたします。（11時37分）

森田委員長

再開いたします。（11時38分）

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

事業の終末のお尋ねだと思いますが、現在のところ決まっておらず、今年度につきましては、1年間の分を用意しているという状況でございます。

有持委員

最初は、5年間程度は募集をすると私も聞いていたもので、去年と今年で終わってしまうのであれば、来年度はもうないということも考えられるわけですね。ですから、このような制度がありまして、農業に夢を持って2年間は150万円を5年間頂けるけれども、はや来年度になったら、申請しても、もう申請もできないというふうになる可能性もあるということですか。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

事業の継続についてのお尋ねですが、現在、給付を受けている方の5年間というものについては、給付していただけるようにというような話で進めたいと思っておりますが、事業の継続、要するに新規の分というものについては、先程と同じ答弁になりますが、現在まだ決まっておらず。

有持委員

分かりました。やはりこれは政府も変わって、前の民主党さんが始められた事業でもありますので、自民党さんが続いてやっていただけるということもまだ分からないということでございます。しかしながら、やはりこういうふうな事業をして、新しい農業従事者がどんどんできるのであれば、県としても実績をちゃんとまとめていただいて、素晴らしい成果があがるのであれば、国のほうへ事業の継続を求めていくべきだと思いますし、我々もそういうふうな運動をこれからしていかななくてはいけないと思います。

元々農家であって、後継者が継ぐ場合には、おそらくそれだけの事業の形態があります

ので、心配はないと思うんですけれども、やはり、若い農業従事者、新しく農業大学の生徒にしても、全くの非農家の方でも、自分は農業をしたいという学生もおられて、農業に夢を持って勉強したいという学生さんもおられます。そういう人が毎年100人も150人も申請はしなくてもよいのですけれども、県としても、そういう意欲のある方を救済するような事業をこれから立てていただいて、新規就農するための国の事業がなくなれば、将来、今年はいけるのですけれども、はや来年は分からないというのであれば、そういうふうな若い農業者を守っていくような県としての対応を早急に立てておいていただきたいと思うんですけれども、本部長、何かありますか。

安芸農林水産技術統括本部長

ただいま、有持委員から、青年就農給付金等の新たな人材育成に対する支援措置の継続についてのお話をいただきました。先程、宮本課長から説明させていただきましたが、当制度については、国における予算措置に基づく制度でございまして、法制度ではございませんので、将来の確約というのとはなされていないところでございます。

しかしながら、昨年から始まりましたこの制度、先程115名というお話もさせていただきましたが、非常に今後の手段ということで、特に新規参入された38名の方につきまして、これは非常に大きな礎になる確保の仕組みだと思っております。そういった意味から、特に新規就農された方につきましては、安心して営農が継続できるような重要な給付金だと考えております。

昨年、今年で給付される対象者の方は、当然、5年間継続されると我々も確信しておりますが、来年以降の新たな継続については、この夏以降に継続がなされるかどうかという結果は出てくると思っておりますが、いずれにしても、私どもとしては、この制度、特に新規参入の方にとっては重要な制度だと考えておりますので、それに向けて我々も国担当各課に向けて声をあげていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしく申し上げます。

有持委員

このことについては、部長にも御検討いただけますように、お願いしておきたいと思っております。それともう1点。TPPにも関係しますけれども、先日の本会議で、我が会派の笠井副委員長が生産者の気持ちを代弁いたしまして、攻めの農業ということで輸出拡大について熱く質問していただきました。それで、私も農林水産物の海外輸出については、どんどん進めていただきたい気持ちはあるんですけれども、また、これをしなくては日本の農業というのは、守り一方では本当に本当に非常に厳しくなってしまう。

先程のように、若い農業従事者をどんどんと増やしていくためには、やはり尻すぼみをするような農業では困ると思っておりますので、県のほうとしても、これからの攻めの農業を考えるに当たって、輸出拡大についてどのように考えておられるのか。

また、今まで知事のほうでも、色々と海外に向けて発信して、輸出拡大についてやられているとの御答弁もございました。そこで、農林水産部として、この農産物の輸出拡大について、どのように取り組まれているのか、御所見をお願いしたいと思います。

住友六次化・輸出戦略室長

有持委員から、輸出の拡大に関する取り組みということでございますけれども、現在、海外への農林水産物の輸出戦略を策定いたしまして、それに基づき、対象となります国、品目等々を想定いたしまして、それぞれ重点的に取り組むということで進めているところでございます。

そういった中で、やはり輸出の拡大を図りますためには、県内の産地育成から始まりまして、海外へ持っていくための向こうのバイヤーさん、国内の流通経路の確保、様々な条件が出てまいります。現在、県におきましては、県内の経済団体、農林水産団体と連携いたしましてサポートセンターというのを設置しておりますけれども、そこが中心となりまして、輸出に関する御相談、それから御提案等ございましたら、一件、一件、丁寧に対応しながら、輸出の拡大に向けた取り組みを支援、サポートしてまいりたいと考えているところでございます。

有持委員

サポートセンターで農家等からの相談に対応して輸出拡大と言いますけれども、今現在、徳島県の農産物で、どのような物が輸出に向くのか、どのような物を輸出して現実にやられているのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

住友六次化・輸出戦略室長

現在、県内の農林水産物でどのような品目が輸出に向くのか、あるいは海外にどういった物が実際に出ているかの御質問でございます。

海外への輸出を促進しますためには、やはり競争力のある商品というのが必要となってまいります。やはり、付加価値のある商品、あるいは向こうで非常に受け入れられるような商品というものが必要となってまいります。特に本県におきましては、特産品でありますなると金時、それからユズ、スタチのようなものですか、それから牛肉、阿波尾鶏といった畜産品、それから水産品につきましてもチリメンですか、色々と向こうの嗜好に合うようなものもございますので、そういった物は十分輸出に向くのかなと思っております。

まさに今、申しましたような物につきましては、現時点でも海外におきまして拠点を作りまして、県内の事業者、生産者の方が輸出を行っている物もございます。今後は、それを更に拡大していくということで取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

有持委員

徳島県のなると金時とか椎茸とか色々あると思っておりますけれども、生鮮野菜については、かなり難しいところはあると思っております。

それと、徳島県のお米なんですけれども、お米については非常に高温障害で、徳島県のお米自体が非常に今厳しい状態でございます。と言いますのも、やはり徳島県は夏場はお

米を作って、冬場に野菜で収益を上げるというふうな形態でございますので、できるだけ早くお米を作るといことが今進められております。ですから、ちょうど暑い時期に収穫する、また暑い時期に熟成するという条件でありまして、その時にお米の品質が悪くなる。それとカメムシ等も暑いですから非常に発生が多くて、非常にカメムシの被害があつて、米自体はそんなに悪くはないんですけれども、やっぱり東北とか東のほうの米に比べたら、非常に品質が厳しくなるというふうな条件もございます。

そこで、お米も輸出できたら本当は有難いんですけれども、なかなか徳島県のお米を海外に輸出するには、条件的には非常に難しくなっております。と言いますのも、早場米で早く収穫して、日本でできるだけ早く新米を出すということについては、徳島県の米は非常に優位だと思ふんですけれども、海外までにはなかなか難しい。そこで、お米についても高温障害と言ひまして、全国的ではありますけれども、特に徳島県もこの6月に35度もあるような高温でございますので、非常に作り難い中でお米を作っております。

それで、今度、新規就農者になられた若い方もお米を作って、野菜を作るとい人もかなりあると思ふんですけれども、そういうふうな方に、お米では収益は上がらないけれども、冬場の野菜で上がるというようなやり方も結構なんですけど、できたら夏場のお米も、それなりの収益が上がるような指導体制というのを取って行って、県としての指導というのを取って行っていただきたいと思っております。これについては、深く追求しておりますと非常にややこしい問題になりますので、これで置きますけれども、そういうことも配慮していただいて、指導のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、これから輸出拡大を図っていくわけですけれども、産地形成といひますか、輸出用の産地形成をしていくような今後の取り組み、そして、できるだけ海外に出せるような作物について、県としての今後の指導体制としては、どのように取り組むのか、御所見をいただきたいと思ひます。

住友六次化・輸出戦略室長

輸出の拡大に向けました県内の産地形成についての御質問でございます。現在、県内におきましても野菜の増産、それから漁業関係の藻場造成とかの増産体制の確立、それから、畜産品につきましては、新たな品種の改良でございますとか、海外に向けた訴求力のあるような商品開発というのを行っているところでございます。

海外に持っていきますための産地形成といたしましては、そういった素晴らしい商品を海外にまず知っていただく必要があります。海外のバイヤーさんですとか、インポーターの方を県内に招きまして、実際にそこを見ていただいて良さを知っていただく。さらに、その上で産地の中で輸出拡大をしていくということで、どんどん輸出に意欲を持っている方を増やしていくということが産地の形成につながっていくと。それと同時に、先程申しましたハード面での産地の形成というのは必要だと考えております。

有持委員

県としても輸出拡大について、色々と検討していただいて、努力していただいていると

いうことはよく分かりました。非常に厳しい今の農業情勢ではございますけれども、昨年から色々な形で、野菜については今の状況では値段もそこそこ良いし、安定しかかりつつあります。そこでやはり、せっかく新規就農でどんどんと徳島県の農業を拡大していくんですけれども、その状況に当たって、やはり県としての指導力、そして私も指導農業士をしておりますけれども、地域で若者を集めてするような会というのなかなかできません。私もネギとかキャベツとかということで、若い人に助言して、色々相談にも乗ってやっておりますけれども、これからも県とそういうふうな農業士とか、そういう人が連絡を取り合って、やっぱり仲間作りといいますか、やはり農業をしていくに当たって、これから県もそういうふうなのに取り組んでいただいて、若い人が農業にせっかく目を向けていただいているんですから、その若い農業をする人を育てていくために、県としても今後とも御指導をいただきますようお願いをいたしまして、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

峯本農村整備振興局長

有持委員の質問の冒頭に、農業用水の関係に若干触れられましたので、そのところを若干お話させていただきたいと思います。

まず、現在の渇水の状況につきましては、来代委員からも御質問ございましたけれども、相談窓口をそれぞれの場所に設置しているだけでなく、現在、巡回指導から状況把握に努めておりますけれども、まだまだ不十分な状況ということで、一層力を入れまして、今後とも迅速な対応に務めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、麻名用水についてでございますが、これにつきましては、委員皆様から非常に御心配もいただいたということでございますが、昨年引き続きまして、国土交通省並びに県の県土整備部、農林水産部、土地改良区が一緒になりました勉強会というものが引き続き設置をされることになっておりますので、この中で県民のため、農業者のため、一生懸命我々は主張してまいりたいと考えておりますので、どうか今後とも御協力のほう、よろしく願いいたします。

森田委員長

それでは、午食のために休憩いたします。（11時57分）

森田委員長

それでは、休憩前に引き続き開会いたします。（13時04分）

岡本委員

さっき来代委員が質問した時、何となくアユの答弁がちょっと本当に寂しかったというか、6月15日が勝浦川の解禁だったんです。1年のうちでお祭りなんですよ、その日は。とにかく水が少ないでしょ。次の日からあまり釣り人がいないというか、そんな現状なんです。やっぱり、内水面だと今の時期はアユが一番の旬なんで、勝浦川のアユの一番の所

は、多分、県庁から19分で行けると思うのよ。1回見にきていただきたいと思いますね。川の状況とかをね。多分、あまり人もいないんですがね。

船越水産課長

先程、来代委員の質問に対する御答弁のことをございますが、私も毎年、各漁協に対しまして遡上状況を調査しております。本年の状況は各河川とも、今、岡本委員がおっしゃいました勝浦川を含めまして、各河川ともに遡上量が非常に多いという情報を得ておりました。

ただその後、水が少ないという状況でございまして、私の至らぬところでございますが、その情報を得た時点で、各河川のアユの大きさの状況を聞いておけばよかったですけど、それを怠ったために、私は情報を得ることができませんでした。今後、常に情報を得て、仕事を進めてまいりたいと考えます。申し訳ございませんでした。

それで、先程、各河川の状況を聞きましたが、やはりおっしゃいますとおり、餌の関係かと思いますが、サイズが小さいと各漁協が言っております。また、各河川について、担当者を含め直接見に行くなり、状況は把握しておきたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

岡本委員

よろしく申し上げます。有持委員の鮎喰川は、ほとんど水がないということでありまして。自分は、まさに内水面の調査をしていただいて、頑張っただけなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう1つは、さっき食事の時にT P Pのアンケートがテレビに出てました。そればかり見ていたんですが、これも質問はしませんけれども、この約80%が云々という数字のことを、お昼のニュースでは、こればかりだったんですね。せっかくアンケートを取ったんだから、それに対してしっかりと対応をして欲しいと思っております。お昼のニュースだけで言うと、国の動向を踏まえて云々と言っていました。でも、国の動向はもちろん踏まえないといけないけれども、それよりやっぱり徳島県として何をどうするかということもちゃんとやって欲しいなと。あえて言いませんけれども、このアンケートを取った意味が、県政の中で、農林水産部の中で、しっかりと活かされるような施策をやって欲しいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ちょっとだけ質問なんですけど、もうかるブランド化ということで、もうかるブランド推進課長さんということになっているんだけれども、平成25年の当初予算の時には、確か「広がる何とか」ということで、結構お金が付いていたんですね。今度はブランド戦略の上に「もうかる」というのが付いたんですね。「もうかる」というのと「広げる」というのが当初予算ですよ。「もうかる」というのが付いた意味というのは、すごい重いよね。分かりやすく。

丸谷もうかるブランド推進課長

もうかるブランド推進課で、「もうかる」という言葉を付けた意味でございます。

我々はブランド戦略を平成16年度からやっておりますけれども、今の「広がるブランド戦略」を平成23年度から実施しております。この平成23年度から実施しております戦略目標、大きな目標がもうかる農林水産業の実現でございます。それが、戦略としては平成23年度から4年間の計画期間でございますが、その中間年に当たります昨年度、このもうかる農林水産業の実現に向けて、更に対策を加速すべきとの意見がございまして、2つの戦略、具体的には輸出戦略でありますとか、首都圏でのメディア戦略という2つの戦略を作りました。それを具現化するために、分かりやすく県民の皆さん、あるいは関係者の皆さんにお示しするという意味で、4月1日から組織改編に当たります、もうかるブランド推進課という名前を付けたと私は理解しております。

岡本委員

名前はすごく良いと思うんですよ。やっぱり「もうかる」というのが上についていると、もうかるのかなと思ってやりますからね。それはそれで非常に良いと思うんですが、何でそんなことを聞いたかと言いますと、今回の6月の補正予算というのは、4,961万3,000円のうちで、確か2,150万円がもうかるブランド課の予算なんですよ。それで、商工労働部で計上されている予算も含めると、5,650万円ぐらいあるんですよ。「もうかる」とは、なかなか言えないんだけど、もうかるブランド推進課の予算というのがね。だから、この6月補正でいうと、ほとんどが丸谷課長さんところなのよ。それで、一番多いのに、全然聞かないというのは失礼かなと思ってね。

確か6月13日に、徳島新聞に小松島市の食育通信とかいうので、何かすごく良く、きれいな栄養教師さんも出てて、すごく食育推進のことについて出ておりました。多分、これで言うと、学校給食県産モデル事業400万円というのが2,150万円の中にあるんですが、多分、そういうのに関連するのかなと思って聞いているんですが、その徳新に載った状況というのを御存知だったらちょっと説明いただいたらと思います。

丸谷もうかるブランド推進課長

去る6月13日でございますが、新聞紙上で小松島市の学校食育推進委員会が発行いたしました給食の小松島野菜を紹介する食育通信という紹介記事が載っております。私もこれについて調べましたところ、まず、小松島市の学校食育推進委員会でございますけれども、これは学校関係者のみならず、保健センター、あるいは市の産業振興課、それから生産者といたしまして小松島漁協、和田島漁協の両漁協とJA東徳島、生産者まで含めた推進委員会となっております。

この推進委員会の事務局をされております中学校の先生が、自らそういう生産者の元を訪れて、取材をして、毎月1回、父兄あるいは子供に見てもらうための通信を作っております。ほうれん草でありますとか、椎茸でありますとか、そういうものを月1回ずつテーマを決めて、栄養価でありますとか、栽培の様子、あるいは生産者からのメッセージということで掲載されております。生産と消費現場を結ぶ非常に貴重な取り組みであるなど、

私は感心をいたしたところでございます。

岡本委員

よく分かりました。というか、徳島新聞の記事はすごく良かったなと思って、あえて質問したんです。かわいい女性の栄養教諭だったんですが、栄養教諭というのは、知事の「いけるよ！徳島・行動計画」の中で、今年ぐらいいに50人になるんですが、前倒しをして、これは何とかしなければいけないと先にいっているんです。何でこの話をするかという、栄養教諭がいると、学校の教室で担任の先生とかと一緒に、食育とか地産地消とかの栄養の授業ができるということになっていて、最初、県下で実は1人だったんですね。24の市町村にいるのではないですかと質問をして24人できて、でも上勝町に1人、徳島市に1人というのはおかしいから、もっと増やしましょうということで約50人に今なっていると思うんです。ただ、感心したのは、栄養教諭というと先生ですが、まさに地産地消の農家の現場に行ってね、ちゃんとしてきてやるということは、すごく良いなと思ってます。

そもそものきっかけは、野菜の摂取量が、徳島県の男性がワースト1位、女性がワースト2位ということから、これになったということになっている。なかなか農業というか、もうかるブランドにはきついんだけど、なかなかもうからないんだけど、やっぱり、子供たちというか、農業で頑張っているとか、漁業で頑張っているとか、1次産業で頑張っている人のことが、学校の教室でしっかり生かされていかないと、なかなか「もうかる」ということになっていかないと、親しまれるブランド戦略にならないかなと思っております。県内の学校給食で色々やっているんですが、地元野菜の活用とか、農林水産部に関係してやっている取り組みというのは、把握している範囲でいいですが、どんなふうになっているのでしょうか。

丸谷もうかるブランド推進課長

県内における学校給食の地産地消の取り組みの状況でございます。徳島県では、徳島県食育推進計画を策定いたしまして、さらには各市町村、全市町村において食育の推進計画を作成していただいております。

その中で、学校給食における地場産品の活用促進というものが図られております。一例を申しますと、小松島市のあいさい市場、あるいは勝浦町のよってね市におきましては、産直市を中心として、学校給食への供給の仕組みがなされているというようなことも聞いております。

具体的に県といたしましては、教育委員会と連携しているということでございますけれども、学校給食における県産野菜を使ったアイデア料理コンテストでありますとか、そういうアイデア料理を集めましたレシピ集の作成と配布、あるいは県産の米から作りました米粉パン、この米粉パンの普及拡大等々、農林水産部としては、県産の農林水産物の活用促進を図るという観点から、それぞれの事業に取り組んでいるところでございます。

岡本委員

非常に良いことなんですけど、もう大分前なんですけど、舛添要一という厚生労働大臣がいる時に、例えば、給食に出すミカンね。何とか昔色々問題があったんで、ミカンを6回洗うんですよ。バナナも一緒に洗う。それで、それを出していたんですね。ミカンを水で洗って子供が食べたら、とても味が悪い。そんなのも、今みたいに学校栄養教諭と現場とが、例えば、産直市と繋がっていないと駄目なんです。田舎はそうではないんですけど、都会ではミカンを6回ぐらい洗って、平気で学校給食に出していたんです。それからミカンが美味しくなくなりました。僕は何回も舛添さんのところへ行ったんで、それで今は洗わずに出しています。バナナも洗わなくても別にいいですよ。でも、そういうことがあって、ミカンにしても美味しくないと印象があったんですね。そこに上手く合わせて、まさに地産地消でちゃんとやっていかなければいけないのかなと思います。

それで、元に戻るのだけでも、学校給食県産モデル事業400万円というのがありますよね。これは、書いてあるとおりなんです。モデルとなる仕組みを考えるということになるのかな。これはどんなもの。

丸谷もうかるブランド推進課長

委員から御紹介がありましたように、今、学校給食に県産の野菜でありますとか、あるいは水産物でありますとかを使っていたきたいという保護者の声、あるいは生産者の声が多数ございます。しかしながら課題といたしまして、給食現場では、やはり衛生面、安全・安心が第一ということで、例えば、細菌数がいくら以上ではいけないとか、それから、調理の手間の関係で形状は統一しておかなければならないとか。あるいは出荷時期でありますけど、メニューが決まっておりますから、計画的に生産して、それに合わさなければならぬというようなそれぞれの課題がございます。こういった課題をいかに解決していくかということ県内のモデル地区で、それぞれ生産者、学校給食関係者、市町村を交えて話し合いしていただいて、その供給システムを作っていたきたいというのが、このモデル事業の趣旨でございます。

具体的には、地元食材をふんだんに使ったメニュー開発でありますとか、生産に向けた展示圃の設置でありますとか、あるいは集荷をスムーズにする集荷システムへの支援でありますとか、各野菜への支援でありますとか。こういったことをモデル的に試みまして、何とか地元食材の活用率を上げていきたいと考えております。

岡本委員

おっしゃるとおりなんですけど、TPPとか色々あって、競争力を持った農家を作るのも大事なんだけど、ちっちゃな、ちっちゃな、大体、皆小さいんだけど、ちっちゃい、ちっちゃいところを、しっかり頑張っている農業というのを支えていくということも大事なんです。ね。

まさに地産地消と皆さんよく言うんですけど、とにかくそこで採れた野菜というのは、一緒に空気を吸っているわけですから、野菜が吸っている空気と僕が吸っている空気は同じだから、その野菜を食べるのがやっぱり一番良いと思うので、そういうふうにして、

とにかく「もうかる、もうかる」とこだわっていますが、農業にしても林業にしても水産業にしても、なかなかもうかることはきついんですよね。もうかることは、なかなかなんです。

でも、やっぱり色々な地域の中で、色々な人に親しまれて、これはお互いに生産者と消費者、ある意味で学校給食の子供たちも大事な消費者なんで、その辺が上手くいくと、何か明かりが見えてくるんです。細かいようだけれども、そんな農林水産部を作っていないと。やれTPPという、何か大きなことをしようということが多いんです。今日、政策監補はいないけれども、話が大き過ぎる。

徳島県的に見て、やっぱり考えていただかないと、なかなかそれは厳しいのではないかなと思うので、最初に申し上げた小松島市のことも含めて、そういうモデル事業的なことを、400万円だからどの程度できるかどうか分からないけれども、やってみて良かったら、多分、良いと思うんで、それをどんどん広げていって、そういうふうにしていくことが、農林水産部の大きな仕事なのかなと思うんで、そういうことを申し上げて終わります。

庄野委員

まず初めに、今、NHKの朝ドラの「あまちゃん」というのが、随分と高視聴率で見られていますけれども、素潜りでアワビとかコンブとか捕っているわけであります。

徳島県でも、県南部を中心に素潜り漁で、アワビとかサザエとかを捕っていると思うんですけれども、ついこの前、新聞を見ても、新聞を見ても、「あまちゃん」で脚光を浴びているんですけれども、なかなか全国的に存続の危機になっていると。というのも、アワビとかサザエとか高価なんですけれども、年々漁獲量が減少してきて、海女（海士）になる人が少なくなっているというようなことを少し読んだんです。

県内のいわゆるアマ、新聞で見ても、女性の方は海の女と書いてアマというんですけれども、男の方は海の士、保育士さんの士と書いてアマと読むと書いているんですが、県内の状況みたいなものが少し分かれば教えていただきたいなと思います。

船越水産課長

ただいま、県内の海女（海士）の方に関する御質問をいただきましたが、本県では、素潜り漁が盛んなのは、主に椿泊から宍喰まで、阿南市から海部郡にかけてでございます。海女（海士）の方の数でございますが、昨日、漁協の聞き取りにより調査したところでは、全体で472名いらっしゃいます。そのうち、女性の海女の方は77名ということをお聞きしております。

庄野委員

多分、全盛期から比べたら、かなり減っているんだろうなという気がしているんですが、新聞を読んでみますと、この「あまちゃん」効果で、全国で色々とそれにあやかって、輪島市ではこの10月に「海女サミット」を開催すると書かれています。また、徳島県の伊座利漁協では、体験塾みたいなものを開校して注目していただくというようなことが言わ

れておりますけれども、こういうふうな機会に、県南部をもっともっとアピールするというのも良いでしょうし、また、漁業の振興にも繋げていっていただきたいなど。

観光と漁業に従事する方々の少しでも収入アップに繋がるようなことを考えていったらどうかと思っておりますが、県内のアワビとかサザエとか、大体、後どんなものが捕れるのか。ウニとかコンブとかはあるんでしょうけれども、大体、アワビ、サザエと後どんなものが捕れて、大体の料金としてはどのぐらいで、過去の最盛期からすると、どのぐらいの水揚げ量の減少になっているのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

船越水産課長

まず、捕れるものとしましては、ただいま委員がおっしゃいましたアワビ、サザエ、トコブシ、ウニが主なものでございます。その他に色々な貝類とかございますが、今申しましたのが主なものでございます。

県全体のアワビの漁獲量でございますが、手元でございます資料では、平成19年から平成23年までの5年間で、64トンから106トン捕れております。平均しますと82トンで推移しております。それから操業期間でございますが、県に漁業調整規則というものがございますが、その調整規則上では、捕れる期間は、これアワビでございますが、2月1日から9月30日までということになっておりますが、やはり各漁協とも資源の減少とかに留意いたしまして、例えば3月1日から8月いっぱいまで、あるいは美波町の由岐地区などでは、6月上旬から9月の半ば頃までというふうに、かなり期間を限って資源保護に務めているところもございます。

庄野委員

分かりました。アワビは、浅川にある栽培漁業センターで、少し育てて放流していると思うんですけれども、非常に貴重な資源でございまして、栽培漁業のほうも、ぜひ続けていっていただきたいと思えます。

それで、密漁というのはあってはいけないんですけれども、せっかく育てて、それを放流して、大きくなるまで待つて漁師さんが捕るということが、1つの流れなんですけれども、密漁の状況とか、後、取り締まりの状況とか、どういうふうにやられていますか。

森水産課漁業調整室長

漁業権の侵害、いわゆる密漁対策についての御質問でございますけれども、アワビやサザエなどを採捕いたします漁業につきましては、第1種漁業権、共同漁業権ということで地元の漁協に免許されていることとございます。その管理につきましては、漁業権者たる漁協に委ねられておりまして、一般的には、組合管理漁業権というふうなことで行使をされているわけでございます。

これに伴いまして、漁業権行使規則というのを作りまして、それぞれの漁協が行使に当たっておるということとございます。このために、それぞれの漁協におきまして、一連の漁場管理の一つといたしまして、密漁監視が行われているというのが実態でございます。

県といたしましては、そういった密漁の問題、悪質性や反復性などを勘案いたしまして、従前から漁業取締船を出動させるなど、その漁協との連携を図りながら取り締まり活動を鋭意行っているところでございます。今後とも、漁場権者たる漁協との連携を生かしながら、有効な取り締まりや違反行為の予防、抑止活動に務めてまいりたいと考えております。

庄野委員

貴重な資源なんで、密漁とかということがないように、多分、漁師さん自身も自らの取り組みとしてやられているんだろうと思いますけれども、県としても、そうした犯罪行為につきましては、厳しい目で、そういう資源が乱獲されないように、違反が起こらないような体制の強化を求めているとおきたいと思えます。

それと先程、輪島市で10月に「海女サミット」が計画されているということなんですが、本県からは、どこかの漁協さんとかが行くような予定というのはあるんですか。

船越水産課長

今年、輪島市で開かれる「海女サミット」の件についての御質問でございますが、この海女サミットにつきましては、過去、本県からも美波町の漁協が参加しております。平成21年度の三重県鳥羽市、平成23年度も同じく鳥羽市で、美波町の漁協が参加しております。

今年度につきましては、漁協のほうに問い合わせてみましたが、今のところ未定だという返事が返ってきましたので、また、改めて確認しておきたいと思えます。

庄野委員

それに行って、こんな状況だったということをお知らせするだけでも、かなり注目が集まると思えますので、ぜひ行っていただけるようにプッシュしていただきたいと思えます。それと、全国的にそういう海女（海士）さんが活躍しているところというのは、これを見ただけでもかなりなところがあります。本県も、地域資源として捉えて、漁業全体の発展はもちろんでございますけれども、地域おこしみたいなものに繋げていただけたら有難いなと思えます。また、こういう海女（海士）の文化というのは、あまり外国ではないみたいで、素潜りでするのはあまりないみたいで、世界遺産の登録を目指して運動を展開しているグループもあるというふうに思えますので、こうした資源を利用しながら、ぜひとも県南部地域の更なる振興、そして復興を祈っております。

次に、森林保全条例の制定ということでお尋ねしたいと思います。徳島県も県の面積の4分の3を占める森林を保全しようと、取引や開発への監視強化などを盛り込んだ仮称がありますが、「徳島県豊かな森林を守る条例」の制定を目指しているとお聞きしております。これは本会議等々でも指摘された部分でございますが。やっぱり今、水不足というのが随分と言われておりますけれども、水というのは、その一部の山から湧いておったら、そこだけの地域の話でなく、ずっと下流側も含めた地域の大きな資源でございますので、やっぱり県が守っていくということが非常に重要なことだと思います。

それで現在、他県で、北海道とか埼玉県とか長野県などの11道県が、相次ぐ外国資本に

よる買収を牽制するとともに、水源涵養などの機能低下を防ぐという狙いで、条例を制定していますけれども、他県の条例の特徴でありますとか、本県が目指そうとしている条例のレイアウトみたいなものがございましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。非常に重要なことだろうなと思っておりますので、折り返し願いたいと思います。

岩野林業戦略課長

森を守る条例につきまして、他県の条例の特徴と、本県でのレイアウトということについての御質問でございます。

今、委員から御説明がありましたように、現在、北海道をはじめ11道県、さらに2県で条例の策定を検討しているという状況でございます。中でも近年、全国的に相次いでおります外国資本の買収事例が最も多いのが北海道でございます。北海道は、そんなことから平成24年4月から施行しておりますけれども、それが代表事例になりますので、まずは北海道のことについて御説明したいと思っております。

条例は、「北海道水資源の保全に関する条例」という名前でございます。内容といたしましては、地域の指定を行うということで、例えば、どこそこ町村の字全域、どこそこ町村の字何とかの何とか地番というふうなことまで指定をいたしまして、そして地域指定を行った上で、指定地域内での森林の売買を行う場合は、契約の3カ月前までに所有権移転の届け出を義務付けるといった内容でございます。このことによりまして、森林売買の情報を事前に把握しまして、水資源や水源林を守る一助にするといったような考えでございます。

他県には色々と条例はあるんですが、事前の届け出の義務付けというのは、後発で制定している県におきましてもほぼ共通しており、これが特徴ということになっております。ほぼ同じような内容ということの状況でございます。これがまず他県の状況です。

本県といたしましては、北海道の場合には外国資本が多いという、具体的には牧草地だとかの部分が多いそうなんですけれども、本県は、森林県ということでございまして、本県の実態を踏まえながら、森林の所有者、林業関係者、行政が一体化となった保全管理を目指していくということで、森林の取引の実態把握は当然やっていくこととし、それから森林買収の防止、森林所有者の債務、県としてもどうするか、森林所有者としてもどういったことを果たすべきかということを確認にすること。そして、その中で公有林化でありますとか、法的管理の促進といったことを条例の中に位置付けていきたいと考えております。

庄野委員

よく分かりました。予定としては、今年度中ぐらいに策定して、県議会のほうに提出というような運びとなるのでしょうか。

岩野林業戦略課長

スケジュールについての御質問でございます。現時点で策定の時期は定まっております

んけれども、今年度中ということで作業を進めております。今後、策定を進めるに当たっては、県議会での御論議はもとより、広く県民の皆様に御意見をいただきながら、できるだけ早い時期に策定を目指したいと考えております。

庄野委員

分かりました。よろしく申し上げます。

次に、スダチのことについて少しお聞きしたいと思えます。ゆるキャラといいますか、マスコットのすだちくんを新しく作り直したということで、色々なところから、県内外から問い合わせがあつて、非常に好況を呈しているというふうにお聞きしております。

そういう中で、本家、本元のスダチをいかに売り込んでいくのかということが重要であるかと思えますけれども、新聞報道によりますと、県のスダチの生産量がピークだった1990年の8,920トンに比べて、35.1%も減少しているというふうなことで、栽培総面積も2000年の595ヘクタールから減少し、452ヘクタールになっていると。

スダチの捕集量というのも、高齢化とか一時期に作業が集中するとか、なかなか難しいところがあるんでしょうが、スダチはマスコットにもなるぐらい本県が本当に一番に売り出す部分でありますから、生産量を確保して、例えば、大阪市場、東京市場のほうにも展開しているということが非常に重要であると思っております。また、スダチのイメージとしては、ビストロSMA Pなんかでも木村拓也さんとかが、スダチの宣伝なんかもしていただいて、認知度も非常に高まってきていると思えますので、県内でのスダチの収穫量をやっぱり安定的にする、そして捕集量増に繋げていくことと販路拡大が必要と思うんですけれども、販路拡大となると農林水産の範疇外になるかもしれませんけれども、そういう対策、スダチをいかに作って売り込んでいくかということについて、若干お聞きしたいなというふうに思えます。

丸谷もうかるブランド推進課長

私から、スダチの販路拡大についてお答えさせていただきます。スダチの販路拡大につきましては、これは古くからですけれども、全農、古くは経済連ですけれども、全農を事務局といたしますスダチ消費拡大協議会というのがございます。これに対しまして、県も補助金を交付いたしまして、それで年間計画を策定して事業を実施しております。テレビ放映のスポットCMでありますとか、大手の食品会社、昨年でいいますと、ウイスキーの会社ですけれども、ハイボールのサンマにスダチ編で放映していただくとか、あるいは首都圏でのPRということで、県外のビアガーデンでスダチを用いたメニューを提供するでありますとか、そういった消費宣伝活動を実施しております。

有名なのはスダチ大使といいまして、スダチをPRする、今は女性の方々ですけれども、そういった方々が一緒に全国のキャンペーンに回るというようなことも取り組んでおります。そうしたことで、スダチの首都圏をはじめ、県外への消費活動を行っているというようなことで、歴史を申しますと、昭和の時代からこういう取り組みをしておりますけれども、だんだんとスダチがそういうふうに飲食店の現場で定着してきたのかなと思っております。

ます。

ただ、東京とか行きますと、やっぱり比較的高い店といますか、高級な店での使用が多いというふうに思います。まだまだ居酒屋等々では、普及が今一つかなという感じがしております。というのは、昔からスダチと松茸という高級路線で消費戦略をしておりましたので、そういう関係もあると思いますけれども、いずれにしても、これからはスダチを家庭あるいは居酒屋関係とか、そういったものの大衆化といますか、消費拡大をどんどん進めてまいりたいというふうに考えております。

宮本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

私からは、スダチの生産量の確保対策で新たな取り組みを始めておりますので、それを御紹介したいと思います。

先程、委員からお話ありましたように、最近スダチの生産量が非常に減少しております。これは、多くの園地が中山間地域に位置しまして、傾斜地で1筆当たりの面積が非常に小さいというようなことで、作業性が非常に悪いと。そういった中、生産者が高齢化しておりますして、労働不足に陥っているというようなことがあろうかと思っております。特にスダチの収穫期といますのは、気温が高い8月下旬から9月下旬あたりの1カ月に集中いたします。この時期に収穫、出荷作業、また、貯蔵スダチを出すというようなことで、作業が集中すると。こういった作業が高齢者にとって非常にきついというような状況の中で、十分に生産量が上がらないということになっているのかと思っております。

そこで、徳島農業支援センターが中心になりまして、神山町また地元のJA、生産者と連携して、早生系、晩生系のスダチを探しまして、樹を植え替える際にそういったものを導入しまして、収穫期を平準化するといますか、長い間収穫できるようにして、少しでも収穫量を上げていこうという取り組みを始めております。

また、併せまして、農家ごとのスダチの栽培に係る労力でありますとか、園地の貸し借りの希望といったものを取りまして、将来のスダチの生産量を確保するための計画といますか、そういうものを作って、県内のスダチの産地に広げていって、生産量を確保しようという取り組みを始めておりますので、よろしく願いいたします。

庄野委員

色々な工夫がなされているように思います。やっぱり、徳島県の主力作物ですので、すだちくんのキャラクターとともに、飛躍できるように祈っております。

それで、スダチの県内消費も大分あるんでしょうけれども、大体、大阪市場とか東京市場とかへ、東京は多分少ないと思うんですけれども、徳島県のスダチが今、どのぐらいの量が、どういうところに、大ざっぱでよいですから、ここに何割、ここに何割ぐらいで、どのぐらいなんですかね、販売先といますか。

丸谷もうかるブランド推進課長

まず、スダチの販売数量の県内、県外の割合で申します。販売数量は、昨年度で申しま

すと、県内向けが1,318トンでございます。それで、県外向けが820トンでございます。内訳は、県外につきましては、東京向けもありますけれども、やはり京阪神向けが中心であらうかと考えております。

庄野委員

分かりました。これからの課題としては、東京方面には巨大な市場がありますので、イメージをカボスに負けないぐらいに、量的には多分スダチのほうが断然多いんだと思いますけれども、結構、SMAPの皆さんなんかもよく言ってくれておりますので、多分、何回か来ているんだと思いますけれども、ぜひ、そういうふうな好機を利用して、東京のほうにも広げていっていただきたいなと思います。

私は、委員会などで視察とかに行く時には、やっぱりスダチなどを持って行って、そういうお店にスダチの魅力を伝えたりと、そういうふうなこともしておりますけれども、今日はスダチだけ申し上げましたけれども、ぜひ、お願いしたいと思います。

それで、鳴門の養殖ブリにスダチを混ぜた餌をやって、非常に好評を得ているということもございましたので、スダチを生で食べたやつ、それからあと搾った残りの部分とか、そういうような残りを考えておって、非常にいいなというふうに思います。そういうスダチブリみたいなことで、展開できていたら非常に良いので、そういう多方面での売り込みをやるということは本当に良いことなので、頑張ってくださいなと申し上げておきます。

もう1つ、今日の新聞で、農薬にネオニコチノイドというのがあるんですかね。突然ですみませんけれども、実は、映画の奇跡のリンゴでしたか、阿部サダヲと菅野美穂さんが出て、東北のリンゴ農家で、無農薬のリンゴを作るという映画が上映されますけれども、まだ見たわけではございませんが、中身を聞いてみますと、消毒作業に追われて、非常に奥様が農薬の薬害で非常に困っていて、何とかしてあげたいなということで、無農薬で栽培できるリンゴを作ろうというふうな主人公がおいでまして、その役を阿部サダヲさんがしておって、奥さんの役を菅野美穂さんがしておるんです。

やっぱり少農薬、無農薬の食べ物を作るということは、非常に重要な意味があるなと思ひまして、今までも、宮崎県での有機の土作り、そして無農薬、少農薬の有機農業の推進というようなものも本会議の中でちょっと言ったこともあるんです。

そういうことからすると、本県で使われているネオニコチノイドというカメムシの防除に使うような薬なんですけれども、それを何百倍にも薄めて使っても、その影響でミツバチが巣に帰らないというようなことが報道されておったんですけれども、県内でのそういう被害状況というか、そんなニュースみたいなことはあるんでしょうかね。できるだけ少農薬にしていく必要があるかなというふうに思っ見ていたんですけれども、そういうふうな情報が何かありましたら、ちょっと教えて下さい。

今川畜産課長

今、庄野委員からミツバチの農薬での被害と申しますか、影響というふうなお話がござ

いましたけれども、私が把握しておりますのは、県内のミツバチの飼育者は、1月1日現在で飼育者が何人いるか調べておりますけれども、今年は117の方がミツバチを飼っておられます。飼育届けですので、業としていらっしゃる方はそれだけなんですけれども。その中で蜂群としては、1,853群を飼ってますよという報告をいただいております。その中で、今庄野委員からお話がありましたミツバチに対する農薬での被害というふうな話は、今のところは聞いておりません。

庄野委員

もう終わりますけれども、何が言いたかったかといいますと、昔、環境ホルモン物質といいますか、その中に農薬というものが入っているということで、かなり議論になったことがございます。やっぱり安心・安全な農業を推進していく上で、農薬も種類によたらちゃんと決められているんで、それはそれで批判するものではありませんけれども、できるだけそうした方向に行く方が良いのかなと思いますんで、有機、そして少農薬の農業が推進されて、そのことがひいては人間の健康でありますとか、自然環境への優しさでありますとか、そういうふうなことができてきたら良いなという見地でお聞きしました。終わります。

長尾委員

今日は、午前中から水不足ということが指摘されました。それで、農家をされる方は、毎日の天気とか、それから毎日の取水制限がどれぐらいだとか、毎日、朝、昼、夜と水田の回りを歩いてその状況を見るとか、モグラに穴を開けられていないかとか、様々な御苦労がある中で、この渇水という問題は、大きな問題だと思います。

その中で、県が渇水に関する農業用水相談窓口の設置ということで、5月20日に県のホームページにこの相談窓口を設置したと、渇水対策にお悩みの方はお気軽に御相談くださいということですが、この中で、東部農林水産局徳島、それから南部総合県民局産業交流部阿南、南部総合県民産業交流課美波、この3つの連絡先というのが掲載されているところでありましてけれども、本日6月18日までの約1カ月間に、相談窓口への連絡というか、相談があったのかどうか。あったのは何件なのか。あったなら、その内容は何なのかを教えてくださいたいと思います。

井筒農業基盤課長

ただいまの御質問で、渇水に関する農業用水相談窓口への相談件数とその内容はという御質問でございますが、5月設置以来、現在までに2件の御相談がございました。1件は、現在、ポンプで水を上げているけれども、それをもっと大きくしたい。また、したらどうかというような県に対する提案のような相談でございました。それからもう1件は、新たに地下水を取りたいけれども、地下水の制限とか、そういったものはあるのかというような御相談で、そういったことに対しての御相談が2件ありました。

それと土地改良区のほうから、現在、やはり水の状況が厳しくなってきていると。これ

以上厳しくなると、幹線水路から支線水路へ水を送水しているわけですが、そういったものがより厳しくなっていくというような懸念の声も聞こえてきております。

長尾委員

この1カ月間の中に2件あったと。ポンプのことと地下水のこととかあったようですが、一般の水田をやっている方々からの直接の電話というのはなかったような感じだけれども、私の友人で、阿南市長生町で農家をやっている人がいるんですが、しょっちゅう取水制限、今日は50%、昨日は40%というようなことで、毎日こういうことを気にしたりしているわけだけれども、その放流の時間帯がお昼から夕方、夜にかけてであると。

那賀川は当然、工業用水もあれば農業用水もあるわけでありましてけれども、この放流については、長安口ダムの上流から放流して、下流の川口ダムで貯めて、一定の水位を多分保って、それを超えたら放流するのかなと思うわけでありまして。工業用水は夜でもいいと思うんですが、農業用水については、農家の方は朝早くから起きて、朝、昼と日の明るいうちに仕事をするわけでありまして、夕方に流れてくるのではなくて、朝のうち、ないしは昼のうちに流して欲しいという要望を受けたんです。私はてっきり、県管理のダムとか国管理のダムとか、それは国交省であったり、県であれば企業局であったり、県土整備部であったりかと。

それと当然、農業用水の放流の時間帯、川口ダムで流したら、那賀川を流れて長生の辺りにはどのぐらいに水が出るとか。そういったことは、長い経験上分かっていると思って、当然、連携というんでしょうか、国、県、そして組合、各農家に、どの時点で今日は水が来ると、だから農家とすれば何時頃に取水の体制を整えればよいのかということのは、できているものだと思っていたんです。この実態はどうなんでしょうか。

森田委員長

小休いたします。（14時00分）

森田委員長

再開いたします。（14時02分）

峯本農村整備振興局長

今の御質問は、改良区のエリアの中での水の融通、番水によって時間帯に差ができたということではないかと理解いたしております。色々な支障がございます場合は、我々のほうから改良区のほうに、十分話をさせていただきたいと考えております。

長尾委員

今の話では、農業用水を放流するのは、例えば、阿南市長生町だったら、長生を所管している土地改良区に、何時頃に水が流れますよということの連絡がいつているんだね。どこから連絡がいつているの。

峯本農村整備振興局長

水については、湧水調整を話し合う協議会の中で、この農業用水については40%カット、工業用水は何パーセントカットという取り決めがございまして、河川の中を時間帯を決めて流れてくるというのではなくて、ダムからの放流量を絞って、流す量を加減します。24時間でいくらという形で流れてくるものですから、やはりその取った水で時間差ができるというのは、それぞれ取水した改良区の中での問題という理解でよろしいかと思えます。

長尾委員

だから要は、言っているように、工業用水は夜でも良いけれども、農業用水というのは明るいうちにというのだから、午前とか午後とかの時に、いつ頃流れてくるのかということが農家にとっては大事なことであって、今のように24時間で、取水制限で、そういうきめ細かさのない言い方ではなくて、本当に一軒一軒の農家、それは土地改良区、土地改良区に上流、中流、下流とあって。

だから要は、ダムを放流する時間というのは、それは、例えば、全く同じだと。放流する時間は関係ないと。だけれども、放流する時間というのは、ダムを開けるところ、放流するのは分かるんだから、その時間帯を土地改良区とかに連絡して、私はすべきだと思うのだけれども。それはどう思う。

峯本農村整備振興局長

ダムからの放流量というのは、決められたその時点、時点の量で流しますけれども、農業用水を取水する時間帯というものについては、朝から夕方、夜までなどと、そういう時間帯で決められていますので、その中で調整をするということになっています。

長尾委員

よく分からないんだけど、何度も言うけれど、その放流する時間というのは、例えば、川口ダムは1日に何回なんですか。何時と何時頃なの。ずっと流しているの。

森田委員長

小休いたします。（14時06分）

森田委員長

再開いたします。（14時06分）

長尾委員

一度聞いてもらいたい。農家の方にとって、人によってみれば、農業しながら公務員している人もいれば、色々な人がいると思うけれども、基本的に物事というのには段取りがいるわけだから。少なくとも今日は何時頃に水が流れて来ると。ある一定の流量、全然、

流しっぱなしというのであれば、取水制限、調整はいらぬような気がするんだけど、要は少なくとも放流する時間というのはあると思うんです。それが、いつ流れるかというのは、下流の農家にとっては大事なことなわけで、そういったことを、例えば、組織的にいえば、どことどこが協議するわけ。そういうことをきめ細かく農家に連絡してあげようとしたら。

森田委員長

小休いたします。（14時07分）

森田委員長

再開いたします。（14時08分）

長尾委員

これがもし、土地改良区がきちっと分かっている、私の友人は、その改良区がきめ細かくできてないという認識でいいわけ、

吉田農林水産部長

長尾委員の御質問でございます。土地改良区のほうが、きちっと時間管理できていないかどうかについて、個々具体については、これから確認させていただいて、また、そういう問題がございましたら、適切な管理運営が図られますよう、適切な指導をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

長尾委員

どういう事情かは、更に確認する必要があると思いますが、いずれにしても農家にとってみれば、こういう渇水の時期に、やっぱり水の問題は大きいし、本当に朝、昼、晩と見なくちゃいけない。そういう中で、実際に入ってくる時はいつなのかということは大事なことなんで、それが、土地改良区によって事情があったのかは分かりませんが、また、私も確認したいと思うけれども、少なくとも、そういった農家一軒一軒の営農ができるようなことを気にするのが皆さん方のお仕事だと思えますので、ぜひ、それは現状を一回調べていただきたいと思います。

それから次に、今日いただいた資料の中で、説明いただいた中で、この農業版BCPの策定について御説明がありました。都道府県レベルでは全国初の策定ということで、敬意を表するところでありますが、私も2月の本会議で質問させていただいたんですけど、3.11の教訓は何だったのかということ、ここにも書いてある速やかな復旧、速やかな復旧の際に障害となるのが地籍調査ができているところと、できていないところの差は大きいと。道路の復旧にしても、地籍調査ができているところは2カ月で道路はできるが、できていないところは1年以上かかると。

これは多分、農道も田畑もそうではないかと思うんだけど、そういう中で、国の所

管は国交省，徳島県の所管は農林水産部で，今回，熊谷政策監が頭となって，農林水産部，県土整備部，危機管理部の3部が連携を取り，市町村とも連携を取って，津波が2メートル以上のところとか，直下型の活断層があるところとか，そういったものを重点的にやっ
ていこうということで，2年間で重点的に取り組むということがあったわけです。

その中で，なかなか市町村も腰が重たいと。それは結局は，立会業務というのが苦手で腰を引いているというようなところがあって，そういったところを民間の土地家屋調査士とか，そういった方々の力も得てやるべきだと。県内でいうと24市町村の中で，松茂町とか北島町とかは100%だけれども，海部郡においては2%，美波町においてはゼロ%，全国平均が50%で徳島県は30%という数字が指摘されたわけです。

この農業版BCPの策定についての中で，今後の推進方策として，宮城県に派遣している本県職員からの意見聴取とか，市町村や農業団体との連携というのがあるんだけど，宮城県の例でいうと，この地籍調査の必要性についても指摘があったと思うんだけど。このBCPについては，地籍調査という項目は，さらっと見たんだけど，別冊も含めて実際に掲載されていないんだけど，地籍調査についての認識というのはあるんですか，ないんですか。

川崎農村振興課長

ただいま，東日本大震災での復旧状況から見て，復旧に関して地籍調査の必要性の認識があるのかどうかという御質問かと思えますけれども，もちろん，私ども，災害復旧に関しまして，地籍調査の有無，できているところ，できていないところによって，その復旧のスピードが大きく違うというところは認識しております。現在，そういった地籍調査を進めていく仕組みづくりを行っております。その方策として，まず，災害復旧，特に浸水が想定される場所を優先的に，そして，直下型地震の被害のあるところを優先的というところで基本的な活動目標を決めまして，これから進めていこうとしているところでございます。

ただ，今回の農業版BCPに関しましては，現時点では営農再開というところで一つの大きな目標に，排水排除とかいったところを目標に掲げておまして，この農業版BCPの中で地籍調査の実施ということは，現時点では書いてない状況でございます。

ただ，今年も2名の農業土木の職員が宮城県に派遣されております。そして，ちょうど瓦礫の除去，ヘドロの除去なりの復旧に関わっております。そういった中で，さらに地籍調査の必要性というものを今後も強く訴えて，そういう意見がございましたら，当然，このBCPの中に反映させていきたいと考えているところです。

長尾委員

私からすれば，反省がこの2冊の中に生かされていないということで，本当にその政策監が頭となって，3.11の教訓として3部が連携を取って，全国的にも遅れている，四国でも一番低い，そういうところでの地籍調査をもっと進めていこうと。そもそも農林水産部の新年度予算にだって，2年間頑張ると入っているわけだから，それがここに1行も1

字も書いていないと。今、説明はあったけれども、これはあまりにも、極端なことを言う
と、重きを置いていないと言わざるを得ない。せめて、今後の推進方策の中に付け加える
ぐらいして、書き込むべきだと私は思いますよ。これは、ペーパーを差し込めばよいだけ
じゃないですか。営農という言葉みたいな言い方をしても、県民が読んで地籍調査のこ
とは分からないですよ。

2月の本会議で、政策監が大変大事な問題だと答えて、部を越えて自分が中心になって
やっていくんだという答弁をしたにも関わらず、この復興の中に1項目も入っていないと
いうのは、これは部長としてどういう考えなんですか。

吉田農林水産部長

昨年度、地籍調査が東日本大震災におけるその後の復興、復旧に向けて、非常に大きな
要素であるという御答弁をさせていただき、そして、委員の御提言を踏まえまして、今年
度の4月30日からでございますが、政策監をトップとする農林水産部、危機管理部、そし
て県土整備部の3部局で構成します徳島県地籍調査推進会議を設置したところでございま
す。それによりまして、各部局が勉強しながら、地籍調査の促進に向けまして、具体的な
検討を現在行っているところでございます。

そこで先程、委員から、このBCPに入っていないじゃないかというお話をいただきました
ましたが、知事が本会議でもお話いたしましたように、平成26年度に策定する予定でござい
ましたBCPを1年前倒しで策定させていただきました。この中身といたしましては、B
CP本体としての県及び市町村のやるべきこと。そして、土地改良区等に御活用いただく
マニュアル集という形でございます。今回のBCP本体につきましては、基本的に農業用
施設の復旧、復興をメインとさせていただいております。

営農につきましても、塩害の除去でありますとか、そういったものをメインにさせてい
ただいております。確かに、委員がお話の地籍調査につきましても、非常に復興、復旧に
は欠かすことのできないものだというように考えております。今後、BCPを更に密度の
高いものにしていく課程におきまして、委員の御指摘も踏まえながら、鋭意検討させてい
ただきたいと、入れることにつきましても検討させていただきたいと考えておりますので、
よろしく願いいたします。

長尾委員

今の話だと、農業用施設及び塩害のあった田畑は、地籍調査は関係ないという認識です
か。

吉田農林水産部長

関係ないとは申しておりません。先程申し上げましたように、基本的に地籍調査につ
きましては、推進会議を設けてやっております。もちろんBCPの中でも、そういった基本
となります権利関係、私有地ですとか官民境界といったものの権利関係を明確にするとい
う意味では重要なことだと認識しております。BCPはこれで完了というものではござい

ませんので、今後、進化するBCP計画ということで、更に密度の高いものにしていく中で、委員の御指摘を踏まえまして、入れるような方向も踏まえまして、加えていけるよう検討させていただきたいと考えております。

長尾委員

今、入れるような方向でと言うんだったら、早速、補足とか追加で別冊に入れればよいじゃない。それほどまで、ちゃんと大事だという認識で会議をやっているんだから、当然、BCPの中にそれを入れればいい話で、今から補足、追加で入れたらいいと思いますよ。今、入れるということを検討するみたいなことを言ったけど、薄いやつを2枚入れるだけで終わりじゃない。

峯本農村整備振興局長

委員の御指摘のとおり、このBCPの本の中には地籍調査という言葉は、残念ながら入れておりません。ただ、管理すべき施設というものは、排水機場とか水路だけでなく、所有する土地につきましても、データとして地図の中に入れてやるという内容にしてございます。そして当然、その地域での地籍調査ができた成果につきましても、この地図情報の中に入れておきまして、そのデータを使用して、災害復旧事業の字切り図と言いますか、用地境界のデータも取り出して、それを災害復旧の図面として使用するという流れになってございます。

ただ、言葉として入っていなかったというのは、ちょっと事務局として抜かっておったということで、重要性につきましても十分認識しておりますし、地籍調査自身の推進につきましても、今後しっかりやっていくという考え、心構えでおりますので、よろしく願います。

長尾委員

作っているのは、これだろう。製本しているわけ。私たちがいただいているこの第1版と別冊マニュアル集、これなんだろう。たかだか、こんなホッチキスで止めているものなのに、これから1枚ぐらい増やせるじゃないの。要は、検討すると言ったんだし、抜けたのだと認めたんだしたら、ちゃんと入れると言ったら終わりの話よ。

峯本農村整備振興局長

しっかりと入れさせていただきます。

長尾委員

最初からそう言っておけばいいのに、ぐだぐだと説明しないでさ。ぜひ、もっと素直になってもらいたいところがあるんだけども。

今の地籍調査で、6月11日付で、農村振興課施設活用担当という名前で「地籍整備推進調査費補助金の交付を希望する民間事業者等の募集」というのがあるんですね。現在、国

土交通省土地建設産業局地籍整備課におきまして、地籍整備推進調査費補助金の交付を希望する民間事業者を募集していると。従来、地方公共団体なんかは、補助制度を設けておく必要があったんだけど、平成25年度からは地方公共団体が補助制度を設けていなくても、国が測量経費の3分の1以内を民間事業者等に直接交付することが可能になり、この国土交通省において、補助金交付を希望する民間事業者等の募集を開始しておりますということで、応募期間が6月28日までとなっております。これは現在、本県内で何件を申請しているのですか。

川崎農村振興課長

現在の申請数については、ちょっと把握できておりません。これにつきましては、国土調査法第19条5項で、開発事業をする場合には、当然、測量とか用地買収とか、そういった形での測量があるわけですが、その精度を高めて、ある一定のレベルに達したものについては、地籍調査と同じというふうなところで、法務局へ送り込めるという項目がありまして、そういうふうな形を取る場合に、民間の開発業者などが、その測量業務にかかる費用の一部について、国の補助を受けられるという項目のように聞いております。

これについては、民間の開発業者だけでなく、公共事業におきましても同じような形で、公共事業で使った測量の成果を地籍調査と同等の成果ということで、法務局に送り込んで、俗にいう14条地図というような形で、登記というか、登録できるということになっております。今年から本格的に国交省からのPRがありまして、進めているんですけども、周知がちょっとできていないというところもありまして、申請等につきましては、まだ、実際にあったかどうかというのは確認できていません。

長尾委員

私が言いたいのは、先程申しましたように、全国レベルで見ると、岩手県、宮城県や福島県という被災のあった県でも、本当に90%とかの高い精度で地籍調査が行われているが、そこでも災害になったら大変だったと。徳島県は、まさに最下位レベルの30%。しかも、県内で特に災害が想定される海部郡は2%、徳島市でも18%か19%というような中で、ともかくも、この災害復旧のときに大きな問題となるのは、地籍調査をやっているかどうかということが指摘されたわけだから、その所管が農林水産部なんだから、当然、3部で会議もやったりということは理解できます。

ただ、その中でこういった問題についても、いわゆる県を通せば分かるけれども、通してなかったら分かりづらいということも分かるけれども、少なくとも、こういった分も関心を持って答弁ができるようにしておいていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後に、食品の安全・安心というのが大事で、それをチェックする役割というのは、やはり僕は、庄野委員もおられるけれども、獣医師の方が大事だと思います。それで、私も以前にお聞きしたことがあって聞くんですが、今現在、本県の獣医師は何名ぐらい足りないのかお聞かせいただきたい。

井上農林水産政策課長

今、長尾委員から、獣医師が何名ぐらい足りないのかという御質問でございますが、獣医師につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫対策とか、食の安全・安心の確保のために必要な屠畜検査など、非常に職務の重要性が高まっている一方で、卒業生の開業志向や、都市部への就業志向が強いというようなことから、獣医師の確保は非常に厳しい状況になっておりますが、具体的に何人足りないというような数字については、具体的には示せません。

長尾委員

数字は示せないというような話だけれども、農林水産部からは平成25年度の獣医師の選考採用試験で採用予定人員8名程度と書いてある。これは、徳島県が8名足りないということではないの。それで、これは受験手続が5月10日から6月12日までで終わったけれども、これは何名が申請したの。

今川畜産課長

獣医師の採用試験並びに状況等々についてのお話でございますけれども、委員がお話のように、締め切りは終わっておりますが、私のところに届いております情報によりますと、現在のところ、3名の方が受験をしたいということで願書が届いているという報告を受けております。

長尾委員

これは、8名程度を採用したいというのに、3名ということやね。

それから、もう1つは、獣医師インターンシップ事業学生募集と。これは、募集人数が6名程度ということだけれども、これは6月3日から6月28日までで、まだちょっと先があるんだけど、これは現在、何名が申請しているの。

今川畜産課長

インターンシップについての御質問でございますけれども、インターンシップにつきましては、幸いと申しますか、都会の学生さんの田舎でのインターンシップの希望は多くございます。今、調整段階でございますけれども、ほとんど毎年満杯の状況でございます。インターンシップとしての本県の状況確認では、学生さんはたくさん来ていただけるんですけども、最終的な本県への就職には結びついていないという現状でございます。

長尾委員

それから非常勤特別職で、獣医の委託というのが採用予定人員1名となっているんだけど、これも6月28日までということだけれども、これはどうなの。

今川畜産課長

委託職員，嘱託職員獣医師というのがございます。これにつきましては，当方の家畜保健衛生所なりの職員の当初予定しておりました採用が満たない場合に，その人数を補充するのに必要な者を嘱託なり委託なりでいたしております。それについては，今，応募しているところがございます。何分にも，そういう方も非常においでないということで，苦労しているということがございます。

長尾委員

基本的には，一番最初にお聞きした採用人員8名程度というのが大きいのと思うんだけど，それは3名ということで，なかなか御苦労されているなどということはよく分かるけども，そういう中で，病院の医師の確保もさることながら，この獣医師の確保というのは，やはり，来ないのには何に問題があるのだろうか。それで，給与の面とか，どういう面を改善したら来るのか。どういうふうに考えていますか。

今川畜産課長

少し獣医師の状況についてお話を申し上げますと，全国で丸い数字で申し上げますと，約3万5,000人が獣医師として働いております。うち約50%の1万5,000人から1万6,000人が，犬猫動物病院を開業いたしております。残りは，いわゆる公務員志向という方が，国家公務員と地方公務員を含めて約28%ぐらいで，それと製薬会社等々に務めます方，それから農業団体とか共済連に務める方が約25%という構図になっております。

それで今，非常に学生の動きとしては，例えば，平成24年度の学生の就職状況を見ますと，今申しましたように，学生が1,000人出てくるわけですが，1,000人の学生のうち46%が女性という位置付けがありまして，そのうち，愛玩動物に行かれる方が，昨年度であれば42.7%ということで，ほとんどが犬猫動物病院に行っているという構図がございます。

それで，委員がお話のように，何に問題があって地方に就職といいますか，来ないのだというお話もございますけれども，東京を中心とする国家公務員の東京周辺でも，獣医さんは不足しております。何故かといいますと，やはり学生さんは大動物も小動物も含めまして，開業したいというふうな希望が一番のようでございます。それから，開業することによりまして，収入的な面におきましても，かなり公務員とは格差が大きいということで。

県といたしましても，平成23年から，そういうことを回避するために，初任給調整手当を3万円支給しまして，獣医さんの募集を広げているんですけども，何分にも，まだ格差が大きくて，来てくれる人がいないというふうな状況でございます。今後とも，インターンシップをはじめ，奨学資金の情報提供とか，色々な形で各大学を回りまして，就活を十分に行いまして，人数を集めたいと考えておりますので，どうぞよろしく願い申し上げます。

西沢委員

まずは，農業版BCPのうちで土地改良区のBCPですが，土地改良区というのは，そ

ういう災害調査を担当できる職員が大体何人ぐらいおられるのかと。人数的にはどのぐらいおられるんでしょうか。

川崎農村振興課長

土地改良区版のBCPについて、土地改良区でこうした対応のできる人数ですけれども、当然、それぞれの改良区で大小ございます。簡単に言いますが、かなり面積が広く、組合員の多い300ヘクタールぐらいの土地改良区であれば、事務員が1名から2名。例えば、川内土地改良区であれば、事務をされている男性の方が2名おられる状況です。

西沢委員

ちょっと気になったんは、多分、そんなにたくさん人数はいないと思うんです。だから、災害が起こった、津波が起こった、地震が起こった、そのときに土地改良区の方も被害を受けると、人的被害を受けるということも考えられますので、土地改良区として動きが取れない場合もありますよね。そのときには、県が代行してやるとか、その辺りは決められているんですか。

川崎農村振興課長

土地改良区が管理している施設もやられますけれども、土地改良区自体も被災を受けるという事例は、東日本大震災でもございました。そういったときには、当然、県の農村保全担当が、その施設の被災状況なりを確認に走るというふうな形になっております。そして、復旧について対応していくという形になります。市町村と連携を取りながらになりますけれども。

西沢委員

言っていることの答えが違うんですよ。結局、土地改良区として、人的被害など、特に事務員さんが全員動けなくなると。たくさん的人数はいないから、それも有り得るでしょうと。そのときに、その業務は代行して市町村がするんですか。それとも県がするんですかと言っているわけ。

川崎農村振興課長

土地改良区の業務につきましては、基本的には、その時点で一時ストップするという形になると思います。

西沢委員

そうしたら、改良区のBCPはできないじゃないですか。結局、大人数がおれば、その中で誰かが代わってできるけれども、数人しかいない中で、その人が災害でやられた場合には、誰かが代わってやらないと、改良区の事業、特に復旧事業などできませんよ。だから、そういう緊急事態のときにおいて、誰がどうするんだということを決めておいたほう

が良いのではないですかということを行っているわけです。

川崎農村振興課長

土地改良区のBCPにつきましては、そういった中で、そういう非常時については、例えば、改良区の中には役員もおられますし、職員もおられるし、組合員もおられるし、そういった方々の役割分担、それと、非常時に役所との連絡や連携といったものを取る場合のことを事前に作っておくと。そして発災時には、連絡可能な部分で復旧に向けての行動を起こすと。

西沢委員

例えば、海部川沿岸改良区は何人いますか。

川崎農村振興課長

海部川沿岸土地改良区につきましては、事務員さんが2名ということで行っております。

西沢委員

そうすると、本当に後始末や、そういう災害復旧、復興ができる人が2名と。何かの形でできなくなったら、多分、理事長ではできないと思いますから、そういうときには、本当に代行してやらなかったらできないと私は思うんです。だから、そういうことを決めておかなければいけないと私は思うんです。そのときになって決めるのではなくて、そういうことを決めておくのが、この土地改良区のBCPに繋がっていくんではないかなと思うから言っているわけです。

川崎農村振興課長

委員がおっしゃるとおりでございます。そういったものができるような代行措置といえますか、色々なところの組織と連絡を取り合うような、そういったものを事前に組み立てておく、作り上げておくというのが改良区版BCPと考えており、そういう内容になっていると考えてございます。

西沢委員

分かりました。そうなっているということですね。もし仮に、その2人に何かあって、できなくなったときには、それでもできるという状況にしておくということですね。それがBCPですね。よろしくお願ひします。それだけ聞きたかったんです。

それから、昭和21年の南海地震のときに、当然ながら、津波によって田畑の塩の被害があったはずなんですけれども、こういうのは調査しているんですか。

川崎農村振興課長

昭和21年の南海地震の農地被害については、当時の資料というか、特に今、現時点で調

査は掘り起こしてしておりません。

西沢委員

今は、まだ生きておられる方もおられるわけですよ。農業をやっている、そこに海水が入ってきて数年間作れなかったとか、どういうふうに早く改良したとか、そういう今までやってきた実績のある人が、まだおられるんですよ。そういうことをちゃんと調べて、それを今後に生かすという努力は必要なんではないですか。

また、聞くところによりますと、その塩害に対応するためにネギを始めたとか、何かそういうことを聞いたんですが、そうなんですか。

川崎農村振興課長

現在、その復旧方法等については、1つは宮城県に派遣している職員からの色々な情報で、早期の復旧方法なども取り込んでいきたいと考えておりますし、委員からの御指摘もございましたように、過去のそういった大きな災害のときの復旧状況なりも、今後、調査しまして、このBCPに反映させていきたい、進化させていきたいと思っております。

西沢委員

過去、現実的に対応してきた人がまだいますんで、単なるデータもあるでしょうけれども、そういう人が知っていることもいっぱいありますんで、そういうことをちゃんと聞いて、今のうちに早くそういうことを整理して生かすという努力は必要だと思います。よろしく頼みます。

それから、一番よく分からないのは、農業版はBCPができましたね。私が去年の6月に言ったのは、一番大変なのは、農業も大変だけれども、漁業はもっと大変ですねと。だからこうあるべきという一例を申し上げたんですけれども、漁業版BCPはどうするんですか。

船越水産課長

ただいま、委員から水産版BCPについてのお尋ねをいただきました。実は、昨年ですが、国が新たに漁業防災減災向上支援事業というのを創設しまして、その中に水産版BCPを盛り込んだ漁村の防災減災向上計画作りというソフト事業、避難路などを整備する支援ということで事業をスタートしました。その中で、ハード事業でございます避難路と避難広場につきましては、昨年度、海陽町が靫浦と穴喰の2カ所で整備し、県もこれに対して支援いたしたところでございます。

次に、ソフト事業であります水産版BCPを含んだ漁村防災減災計画の作成につきましては、平成24年8月に、内閣府の南海トラフ巨大地震関係の発表に続きまして、平成24年10月に県が津波浸水区域想定を見直したということによりまして、海陽町が地域防災計画を再度見直すということになりまして、これに漁村も含まれていることから、海陽町の判断によりまして、作成はしておりません。

西沢委員

ちょっと方向が違うんです。私が言っている一番の問題は、漁船などがぼっさりとやられますよね。漁船とか製氷施設とか、こんなものは、ぼっさりやられますよね。それで、避難するんは良いですよ。それは漁業だけでなく、人々が避難することは、今、一生懸命にやっております。でも、漁業に限って言うと、一番大変なのは、漁船がぼっさりやられた時に、その後、漁船をどうするんかとか、漁業の施設などはどうするんかとか。そういうことをちゃんと即応体制でやらなかったら、漁業の町、漁村に人がいなくなりますよ。助かって、そこで働く仕事が無くなりますから、漁村は廃村になりますよ。

逃げるのはいいですし、当然、助かって欲しいです。その後の漁村体制はどうするんですかと。東北のときでも、船が全部やられて大変だったでしょ。でも、全国からの応援も後から多少はありました。漁船の応援もありました。でも、三連動地震などが来ると、応援の船、くれる船など、なかなか手当できないんじゃないですか。ぼっさりと、かなりやられますんで。どこかがちょこちょこ応援を出そうか、船を出そうかといっても、なかなか手当が当たらないですよ。

だから、船なんかだけでもどうするんですかと、この前の6月議会で私が言いましたよね。例えば、高齢になって辞められた方、それから何かの病気で辞められた方、何らかの形でまだ使える余ってきた船を、どうにかして安く買うか、もらったりして、避難させておいたら良いのではないですかと、それは1つの例として去年の6月議会では言わせてもらいました。

何か、そういう対策を練っていくと、本当の対策を練っていくということが必要だと思いましたから、言わせてもらったんですけれども、漁業組合との話し合いは、こういう形でしましたか。去年の6月議会では、こういうこともあり得ますという単なる例だったんですけれども、漁業組合との話し合いはしましたか。そして、県漁連、各漁業組合がどうやったらよいのかという相談はしましたか。

船越水産課長

私が今、申し上げようとしたことは、その漁村の防災減災計画の中に、今おっしゃいました水産版BCP計画というのを含めまして、その中で改めて漁業協同組合ごとにそれを作成していただくと。その作成していただく中で、漁船だとか製氷施設、あるいは冷蔵施設など、業務再開に向けてどうしていくのかをこれから検討していくということを、町のほうも漁協に働きかけておまして、県もこの計画づくりに対しまして、指導、助言をしていきたいと考えております。

西沢委員

個人の家とかは、地震保険がありますよね。国が民間と合わせて、総額5兆何ぼですかね。それをやられた方が分けるんだから、個人的に入るのはどういう額か分かりません。非常に多くがやられると、個人に入ってくるお金は少ないと。5兆何ぼと頭は決められていますからね。それはそれで、保険があります。漁業に対して、例えば、漁船がやられた

場合に、津波でやられたという場合には、そういう保険は何かないんですか。私も知らないで、ちょっと教えて欲しいんですけども。

船越水産課長

漁船だけに限って言いますと、漁船保険というのがございまして、例えば、前回のチリ地震の津波のとき、あるいは東日本大震災のときにというのはございます。

西沢委員

ちょっと内容を教えてください。どんな内容なの。

船越水産課長

例えば、漁船が壊れたときに、その壊れた部分を補填してくれるとか、そういうのが主な内容でございます。あるいは、盗難があったときにも、補填できるというような保険になっております。

西沢委員

今のは、地震、津波でやられた場合も入っているということですね。例えば、一隻どのぐらいか分かりませんが、やられた額の何%とか、何かあるんですか。

船越水産課長

ただいま細かいデータが手元にはございませんが、やられた損害額、その保険額とか、被害にあった程度によりまして保険の額は違ってくると思います。

西沢委員

私は思うんですけども、保険の額というのは、下手したらかなりの金額になって、1つの保険会社が、または数会社もつかどうか分からないような状態になってきますよね。今まではあまり三連動地震としての保険の取り扱いはなかったんだと思うんですよ。南海地震だったら南海地震とか、もっと規模が小さい保険の対応だったのかなと私は思うんですけどもね。三連動地震は最近ですよ。やはり、保険そのものが本当にちゃんと機能するかどうかというのを確認しなければいけないですよ。国でもそうですよ。さっき言ったように、日本全国の何分の1の人口がやられるのに、頭が5兆何ぼですよ。それを皆で割るんですからね。やられた程度によってですけども。

そういう船の保険も、これは本当に三連動地震でどうなるのかということを確認して、もし仮にそれが駄目なら、国のほうに、やはり国として漁船の対応策をどうするのかとか、保険のほうですが、そんなことをちゃんと決めていかなければ、提言していかなければいけないかなと。内容がちょっと分かりませんので、これ以上は言いませんけれども、そんなことも必要なかなという気がします。一つよろしく頼みます。終わります。

森田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時54分）